

第67号議案 長崎市立中学校条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例改正の概要	2
2 桜馬場中・片淵中・長崎中の生徒数等	2 ～ 4
3 桜馬場中・片淵中・長崎中の通学区域	5
4 スクールバス運行（案）[令和11～15年度]	6
5 要望書（同意書）	7
6 校名（案）の選定	8 ～ 9
7 保護者及び地域との協議等経過抜粋.....	10 ～ 12
8 統合検討会の開催状況	13 ～ 14
9 統合スケジュール（予定）	15
10 新旧対照表	16

教 育 委 員 会
令和8年6月

1 条例改正の概要

(1) 改正理由

生徒数の減少、校舎の老朽化等を総合的に勘案し、桜馬場中学校及び片淵中学校を統合するのに伴い、両校を廃止し、新たに設置する中学校の名称及び位置を定めるため。

※桜馬場中学校、片淵中学校、長崎中学校の統合については二段階で統合することとしており、一段階目として、令和11年4月に桜馬場中学校と片淵中学校を廃止し、現在の片淵中学校の位置に「桜坂中学校」として新設統合する。二段階目については、桜馬場中学校跡地に建設予定の新校舎等が完成したのち、令和16年4月に今回新設する「桜坂中学校」を移転し、長崎中学校を統合することとしており、条例改正については、新校舎等建設に合わせて行う予定。

(2) 施行日

令和11年4月1日

2 桜馬場中・片淵中・長崎中の生徒数等

(1) R8年度の生徒数及び学級数

令和8年5月1日現在

学校名	区分	通常学級			計	特別支援 学級	合計
		1年	2年	3年			
桜馬場中	生徒数	108	114	117	339	23	362
	学級数	4	3	3	10	5	15
片淵中	生徒数	35	22	26	83	9	92
	学級数	1	1	1	3	3	6
長崎中	生徒数	66	67	44	177	5	182
	学級数	2	2	2	6	3	9

※桜馬場中分教室（学びの多様化学校）17人（1年4人、2年7人、3年6人）

(2) 生徒数及び学級数の推移

各年5月1日時点

学校名	区分	R1		R2		R3		R4		R5		R6		R7		R8	
		通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支	通常	特支
桜馬場中	生徒数	427	17	424	13	424	12	393	17	380	24	371	23	357	26	339	23
	学級数	13	4	13	3	12	3	12	3	12	4	12	4	11	4	10	5
片淵中	生徒数	110	6	120	4	127	4	135	9	109	7	94	9	78	5	83	9
	学級数	4	3	4	2	5	2	6	2	4	2	3	2	3	1	3	3
長崎中	生徒数	189	3	187	6	191	8	185	10	184	8	167	9	180	5	177	5
	学級数	6	1	6	2	6	2	6	2	6	2	6	3	6	3	6	3

(3) 将来推計並びに統合後の生徒数及び学級数

各年5月1日時点

学校名	年度	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
桜馬場中	生徒数	340	332	338	381	385	353	321	309
	学級数	11	11	11	12	13	12	11	10
片淵中	生徒数	92	99	90	88	84	82	75	71
	学級数	4	4	3	3	3	3	3	3
長崎中	生徒数	197	197	181	181	174	169	163	164
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6
統合後の生徒数				428	469	469	435	396	544
統合後の学級数				14	15	15	14	13	17

「桜馬場中+片淵中」
＝桜坂中

↑「(桜馬場中+片淵中)+長崎中」
＝桜坂中

(4) 校地及び建物の状況

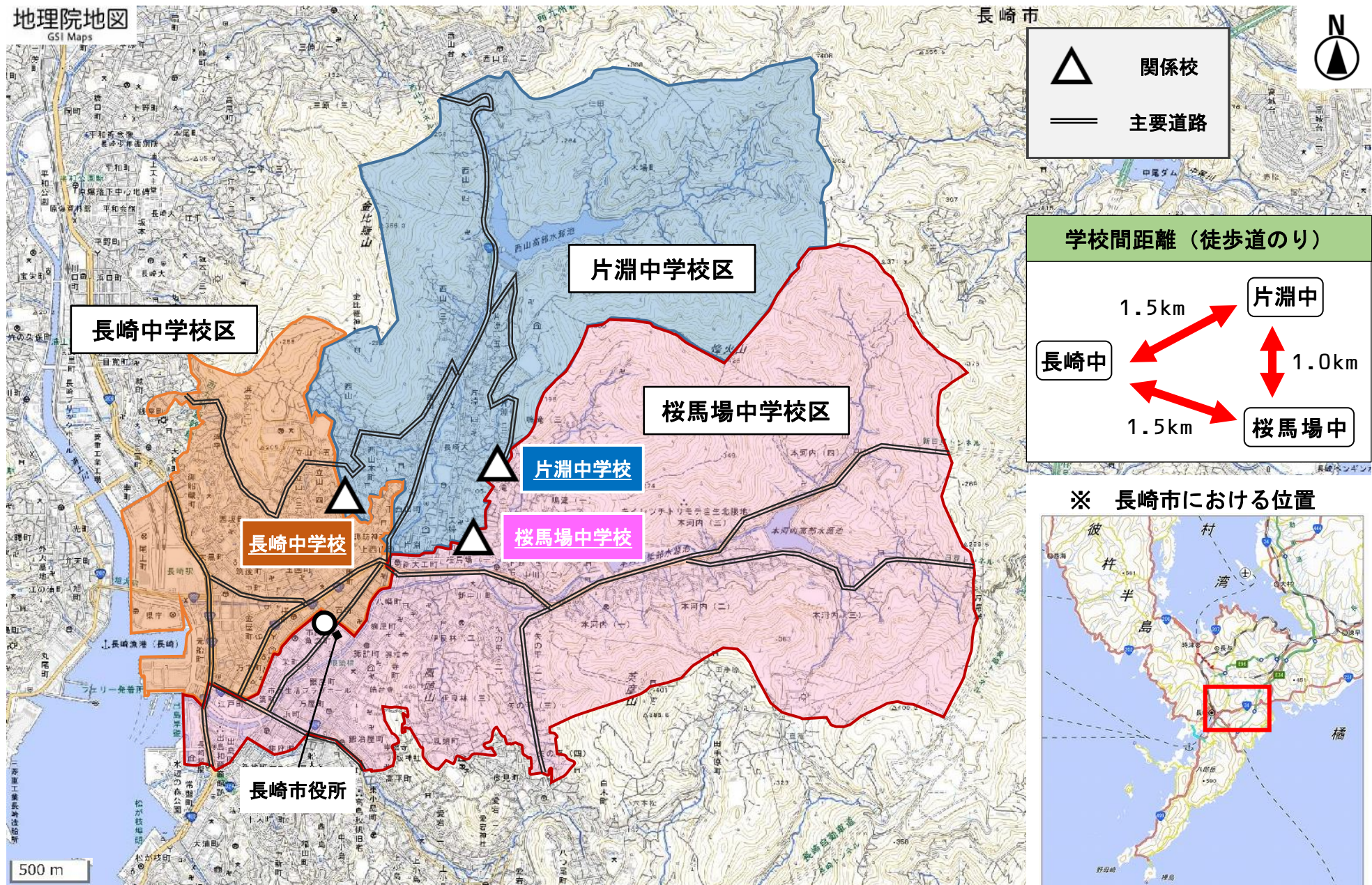
令和8年5月1日現在

学校名	建物敷地	運動場	その他法面等	合 計
桜馬場中	10,486 m ²	9,116 m ²	2,734 m ²	22,336 m ²
片淵中	10,720 m ²	10,216 m ²	6,829 m ²	27,765 m ²
長崎中	4,301 m ²	8,725 m ²	6,635 m ²	19,661 m ²

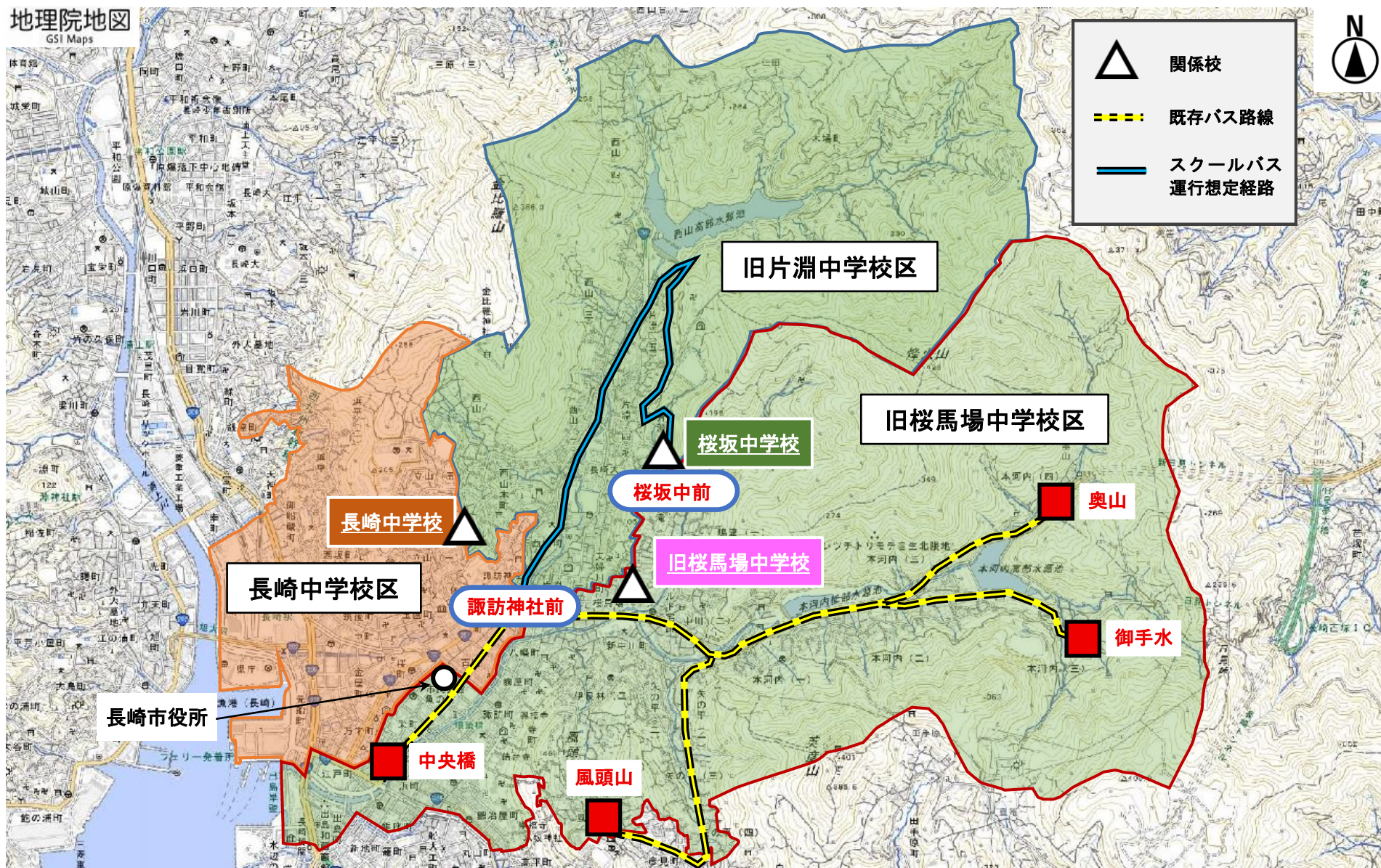
令和8年5月1日現在

学校名	校 舎 等			体 育 館		
	構造（主な建物）	延床面積	建設年月	構造（主な建物）	延床面積	建設年月
桜馬場中	鉄筋コンクリート造 3 階建	6,625 m ²	S28.1	鉄骨造平屋建	1,332 m ²	S41.3
片淵中	鉄筋コンクリート造 3 階建	5,148 m ²	H15.3	鉄筋コンクリート造平屋建	1,170 m ²	H15.3
長崎中	鉄筋コンクリート造 4 階建	4,421 m ²	S45.3	鉄筋コンクリート造 3 階建	862 m ²	S46.3

3 桜馬場中・片淵中・長崎中の通学区域



4 スクールバス運行（案）[令和 11～15 年度]



※スクールバスの運行について県営バスとの協議結果
将来的にも現状の運転手数を確保できた場合

「登校時は既存路線の延伸等で 1～3 便、下校時は既存路線を桜坂中学校経由とすることで 2～3 便は対応可」

5 要望書（同意書）

長崎市教育長 西本 徳明 様

長崎市立桜馬場中・片瀬中・長崎中の統合について

日頃より、子どもたちのためにご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、桜馬場中・片瀬中・長崎中の統合につきましては、市教育委員会による各校区での説明会で出された意見を踏まえ、協議を行ってきましたが、この度、市の統合方針(案)のとおり、3中学校の統合を進めていくことについて、妥当と判断し、統合検討会として賛成する結論に至りました。

つきましては、次に示す統合の方針に沿って手続きを進めていただくようお願いいたします。

また、今回の統合を進めるにあたり、要望いたしますのでよろしくお取り計らいください。

1 統合の方針

(1) 統合の形態

桜馬場中・片瀬中・長崎中の3つの中学校を廃止し、新たに1つの新設校を設置する新設統合とするが、桜馬場中敷地における新設校建設期間中の生徒の通学等の負担軽減を図る目的から、二段階での統合を行う。

(2) 統合の時期・学校の位置・学校名

令和11年4月に、片瀬中を仮校舎として、桜馬場中と片瀬中を統合し、同時に新しい学校名に変更する。

桜馬場中の場所に新しい校舎等が完成したのち、令和16年4月に桜馬場中と片瀬中を統合した学校を移転し、長崎中を統合する。

2 要望事項

(1) 遠距離通学の負担軽減について

通学費補助制度については、市街地の約7割が斜面地である状況を踏まえ、高低差を加味した制度とすること。

また、片瀬中仮校舎期間中のスクールバス運行については、交通事業者の運転手不足等の課題があることは認識しているが、今後とも、スクールバス運行の実現に向けて、交通事業者との協議を継続して行うこと。

(2) 通学時の安全確保について

通学経路については、保護者等の意見も踏まえ、生徒が安全に通学することが出来るよう必要な対策を講じること。

(3) 跡地活用について

3中学校の統合決定後は、地元と市関係課の間で速やかに廃校後の跡地活用についての協議を開始できるよう配慮すること。

特に、片瀬中の校舎等については築浅であり、建物も含めた活用を検討する必要があると思われるため、その点についても考慮すること。

令和 7 年 7 月 23 日



伊良林校区連合自治会長

金谷繁臣

桜馬場中学校 PTA 会長

福澤 照亮

唐屋地区自治団体連合会長

吉原 孝

伊良林小学校 PTA 会長

渡邊 慎太郎

新興善地区連合自治会長

中川 進吾

諏訪小学校育成会長

石橋 雄介

上長崎地区自治会連合会長

浦川 勲

片瀬中学校 PTA 会長

平野 和紀

上長崎地区自治会協議会長

青木 勇

上長崎小学校育友会長

林 淳平

上長崎地区コミュニティ協議会長

浦川 基継

長崎中学校育成会長

中山 大

桜町地区連合自治会長

松下 隆

桜町小学校 SST 会長

香川 明世

西坂地区連合自治会長

菊野 寛史

西坂小学校育英会長

矢野 純

6 校名（案）の選定

（１）校名（案）募集

募集期間	令和７年９月１０日から令和７年１０月１０日まで
応募資格	・ 桜馬場中、片淵中、長崎中校区内の住民世帯 ・ 桜馬場中、片淵中、長崎中の保護者世帯（生徒含む。） ・ 伊良林小、諏訪小、上長崎小、桜町小、西坂小の保護者世帯（児童含む。） ※1 世帯 1 件
新校名方針 （応募者の遵守事項）	・ 「桜馬場」、「片淵」又は「長崎」の文字を単体で使ったものではないこと ・ 児童生徒、保護者又は地域住民に親しみやすく、広く受け入れやすいこと ・ ３中学校区の地理的又は文化的な印象を感じさせるものであること ・ 県内に類似の校名がなく、他校と誤解されることがないこと ・ 漢字、ひらがな又はカタカナで表記され、読み書きが容易であること ・ 校名にあたる部分は、概ね 6 文字以内であること
募集結果	109 案（217 件）の応募があった

（２）校名（案）提案

桜馬場中・片淵中・長崎中の生徒会に依頼し、校名選出を行う方法も含めて生徒自身に考えてもらう方法を探り、生徒会が中心となって選定を行った。令和 7 年 10 月末までに各校より 1 案ずつ校名の提案を受けた。

（３）投票対象校名（案）

令和 7 年 11 月 6 日に開催した第 4 回統合検討会において、（１）により募集した案から選出した 4 案に（２）により提案を受けた 3 案を加えた計 7 案を投票対象の校名（案）とするとともに、投票の結果、最多得票を得たものを校名（案）として選定することが決定した。

(4) 校名(案)投票

投票期間	令和7年12月1日から令和8年1月23日まで																																																
投票対象	・桜馬場中、片淵中、長崎中校区内の住民世帯 ・桜馬場中、片淵中、長崎中の保護者世帯(生徒含む。) ・伊良林小、諏訪小、上長崎小、桜町小、西坂小の保護者世帯(児童含む。) ※1世帯1票																																																
投票結果	投票結果は次のとおりであり、校名(案)は最多得票を得た「桜坂中学校」に決定した。 <table> <tr> <th>順位</th><th>校名(案)候補</th><th>校名(案)ふりがな</th><th>得票数</th><th>得票率</th></tr> <tr> <td>1</td><td>桜坂中学校</td><td>さくらざか</td><td>849 票</td><td>40%</td></tr> <tr> <td>2</td><td>シーボルト中学校</td><td>しーぼると</td><td>335 票</td><td>16%</td></tr> <tr> <td>3</td><td>新長崎中学校</td><td>しんながさき</td><td>272 票</td><td>13%</td></tr> <tr> <td>4</td><td>長崎中央中学校</td><td>ながさきちゅうおう</td><td>231 票</td><td>11%</td></tr> <tr> <td>5</td><td>鳴滝中学校</td><td>なるたき</td><td>203 票</td><td>9%</td></tr> <tr> <td>6</td><td>崎陽中学校</td><td>きよう</td><td>200 票</td><td>9%</td></tr> <tr> <td>7</td><td>新輝中学校</td><td>しんき</td><td>53 票</td><td>2%</td></tr> <tr> <td colspan="3">有効投票数</td><td>2,143 票</td><td>100%</td></tr> </table>				順位	校名(案)候補	校名(案)ふりがな	得票数	得票率	1	桜坂中学校	さくらざか	849 票	40%	2	シーボルト中学校	しーぼると	335 票	16%	3	新長崎中学校	しんながさき	272 票	13%	4	長崎中央中学校	ながさきちゅうおう	231 票	11%	5	鳴滝中学校	なるたき	203 票	9%	6	崎陽中学校	きよう	200 票	9%	7	新輝中学校	しんき	53 票	2%	有効投票数			2,143 票	100%
順位	校名(案)候補	校名(案)ふりがな	得票数	得票率																																													
1	桜坂中学校	さくらざか	849 票	40%																																													
2	シーボルト中学校	しーぼると	335 票	16%																																													
3	新長崎中学校	しんながさき	272 票	13%																																													
4	長崎中央中学校	ながさきちゅうおう	231 票	11%																																													
5	鳴滝中学校	なるたき	203 票	9%																																													
6	崎陽中学校	きよう	200 票	9%																																													
7	新輝中学校	しんき	53 票	2%																																													
有効投票数			2,143 票	100%																																													

生徒会
提案

生徒会
提案

生徒会
提案

7 保護者及び地域との協議等経過抜粋

日 付	概 要
平成 30 年 5 月 23 日	第 1 回 関係校保護者代表者（3 中 5 小）との意見交換 ⇒「子どもたちのことを第一に進めてほしい」、「実際に生徒が減ってきている。スピード感をもって取り組んでほしい」等の意見が出された。
平成 30 年 6 月 21 日	社会福祉協議会桜町支部との意見交換 ⇒「統合の話し合いが長引けば、影響を受けるのは子ども達であるため、早く結論を出すべき」等の意見が出された。
平成 30 年 7 月 2 日	上長崎地区自治会協議会との意見交換 ⇒「桜馬場中の建て替え時の仮校舎はどうするのか」、「片淵中を増築して、他の 2 校を受け入れてはどうか」等の意見が出された。
平成 30 年 7 月 4 日	上長崎地区自治会連合会との意見交換 ⇒「少子化を踏まえて、片淵中と桜馬場中の 2 校統合ではなく、長崎中も含めた 3 校統合を行うべき」等の意見が出された。
平成 30 年 7 月 24 日	西坂地区自治会連合会との意見交換 ⇒「校区の見直しで対応できないのか」等の意見が出された。
平成 30 年 8 月 6 日	第 2 回 関係校保護者代表者（3 中 5 小）との意見交換 ⇒「関係する各校でアンケートを実施してはどうか」等の意見が出された。
平成 30 年 11 月 20 日	第 3 回 関係校保護者代表者（3 中 5 小）との意見交換 各校で実施したアンケート結果（回答率 68.4%、回答数 1,496 件）を報告。 回答者の約 54%から「3 中学校の統合は必要と思う」との回答があった。 ⇒校名や統合先、統合形態などの課題が浮かび上がった。
平成 31 年 2 月 13 日	第 4 回 関係校保護者代表者（3 中 5 小）との意見交換 ⇒当該地区における生徒数の減少を勘案し、桜馬場中、片淵中、長崎中の 3 校について、最終的に 1 校（桜馬場中の場所）へ統合することを視野に、引き続き協議を行うこととなった。

日 付	概 要
令和元年 7 月 24 日	第 5 回 関係校保護者代表者（3 中 5 小）との意見交換 ⇒桜馬場中の場所で 3 校が同時に統合することを前提として、地区ごとに協議を行うこととなった。
令和 5 年 3 月 17 日	関係校保護者代表者（3 中 5 小）事前打ち合わせ <u>教育委員会より統合方針（案）※を説明</u> ※令和 10 年度に片淵中を仮校舎として、桜馬場中・片淵中・長崎中を統合し、令和 15 年度に桜馬場中の敷地に移転するもの ⇒「統合については、教育委員会が主導して、スピード感をもって進めてほしい」、「統合を進めるのであれば、通学費補助等も考えてほしい」、「子ども達も統合に向けたプロセスに参加させるなど、成長につながるような取り組みを行ってほしい」等の意見が出された。
令和 5 年 6 月 8 日	コアメンバー会議（関係校地域代表者及び保護者代表者） <u>教育委員会より統合方針（案）※を説明</u> ※令和 10 年度に片淵中を仮校舎として、桜馬場中・片淵中・長崎中を統合し、令和 15 年度に桜馬場中の敷地に移転するもの ⇒統合に反対意見なし。中学校区ごとに説明会を開催し、意見聴取を行うこととなった。
令和 5 年 8 月 4 日	片淵中学校区説明会 ⇒「校名はどうするのか」、「統合後の通学の負担は解消できるのか」、「跡地活用の計画はあるのか」等の意見が出された。
令和 5 年 8 月 7 日	長崎中学校区説明会 ⇒「通学の負担を考慮すれば、新設校が完成した後に長崎中を統合した方がいいのではないか」、「跡地はどのように活用されるのか」等の意見が出された。
令和 5 年 8 月 21 日	桜馬場中学校区説明会 ⇒「通学費補助については、高低差も考慮すべき」、「統合に向けたプロセスに、子ども達も関わらせてほしい」等の意見が出された。
令和 5 年 10 月 17 日	第 1 回 統合検討会 令和 5 年 8 月に開催した各中学校区での説明会時に出された意見を基に整理した課題の共有 ⇒「通学費補助について高低差も考慮できないか」、「特に長崎中校区の斜面地に居住する生徒については、片淵中までの高低差による通学の負担が大きい」等の意見が出された。

日 付	概 要
令和 7 年 1 月 27 日	第 2 回 統合検討会 <u>教育委員会より統合方針（変更案）※を説明</u> ※一段階目として令和 11 年度に片淵中を仮校舎とし桜馬場中と片淵中を統合し、二段階目として令和 16 年度に一段階目で統合した学校を桜馬場中の場所に移転し長崎中を統合するもの ⇒統合方針（変更案）について了承された。
令和 7 年 3 月 23 日	西坂小保護者説明会 ⇒「変更案については、通学の負担が当初案より軽減されており、長崎中校区の子どもたちにとって大変良い案」、「長崎中は後からの統合になるため、桜馬場中、長崎中と交流する機会を設けてほしい」等の意見が出された。
令和 7 年 4 月 30 日	伊良林小 PTA 総会 ⇒意見等、特になし。
令和 7 年 5 月 9 日	上長崎小 PTA 総会 ⇒意見等、特になし。
令和 7 年 7 月 16 日	第 3 回 統合検討会 要望書（同意書）の内容確認及び新しい校名（案）の募集・選定方法 ⇒要望書（同意書）の内容について確定するとともに、新しい校名（案）の募集・選定方法について投票の方法等の意見が出された。
令和 7 年 7 月 23 日	長崎市立桜馬場中・片淵中・長崎中の統合にかかる要望書（同意書） 統合検討会メンバーの連名により桜馬場中・片淵中・長崎中の統合にかかる要望書（同意書）が提出された。
令和 7 年 11 月 16 日	第 4 回 統合検討会 （仮称）東部中央地区新設中学校の校名選定 ⇒校名（案）の応募があったもの等から投票対象となる 7 案を選出し、保護者及び住民世帯の投票により最多得票を得たものに校名（案）を決定することとした。
令和 8 年 2 月 2 日	第 5 回 統合検討会 （仮称）東部中央地区新設中学校の校名（案）決定 ⇒保護者及び住民世帯の投票結果を共有し、校名（案）は最多得票を得た「桜坂中学校」に決定した。

8 統合検討会の開催状況

※統合検討会メンバー16名

- ・伊良林校区連合自治会長・磨屋地区自治団体連合会長・新興善地区連合自治会長・上長崎地区自治会連合会長
- ・上長崎地区自治会協議会長・上長崎地区コミュニティ協議会長・桜町地区連合自治会長・西坂地区連合自治会長
- ・桜馬場中学校 PTA 会長・伊良林小学校 PTA 会長・諏訪小学校育成会長・片淵中学校 PTA 会長・上長崎小学校育友会長
- ・長崎中学校育成会長・桜町小学校 SST 会長・西坂小学校育英会長

(1) 第1回

- ・日 時：令和5年10月17日19時～
- ・場 所：市役所 2F 市民利用会議室
- ・議 題：令和5年8月に開催した各中学校区での説明会時に出された意見を基に整理した課題の共有
- ・結 果：「特に長崎中学校区の斜面地に居住する生徒については、片淵中までの高低差による通学の負担が大きいため、片淵中仮校舎期間は、スクールバスによる通学を標準とするべき」、「通学費補助について高低差も考慮できないか」等の意見が出された。

(2) 第2回

- ・日 時：令和7年1月27日19時～
- ・場 所：市役所 2F 市民利用会議室
- ・議 題：統合方針（変更案）について説明
- ・結 果：統合方針（変更案）について了承された。

(3) 第3回

- ・日 時：令和7年7月16日19時～
- ・場 所：市役所 13F 中会議室
- ・議 題：要望書（同意書）の内容確認及び新しい校名（案）の募集・選定方法
- ・結 果：要望書（同意書）の内容確定。新しい校名（案）の募集・選定方法について、投票の方法等の意見が出された。

(4) 第4回

- ・日 時：令和7年11月6日19時～
- ・場 所：市役所13F 中会議室
- ・議 題：(仮称) 東部中央地区新設中学校の校名選定について
- ・結 果：校名(案)の応募があったもの等から投票対象となる7案を選出し、保護者及び住民世帯の投票により最多得票を得たものを校名(案)として選定することが決定した。

(5) 第5回

- ・日 時：令和8年2月2日19時～
- ・場 所：市役所13F 中会議室
- ・議 題：(仮称) 東部中央地区新設中学校の校名(案)決定について
- ・結 果：保護者及び住民世帯の投票結果を共有し、校名(案)は最多得票を得た桜坂中学校に決定した。

9 統合スケジュール（予定）

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
統合準備	校名(案)選定	校歌・校章の作成		閉校準備	●R11. 4.1に2校統合 (桜馬場中+片淵中=桜坂中)				閉校準備	●R16. 4.1に2校統合 (桜坂中+長崎中)	
				開校準備							
				PTA 統合準備							
				校旗作成							
桜馬場中	現状どおりの学校運営				●R11.3 片淵中学校舎へ引越(春休み)					●R16.3 新校舎へ引越(春休み)	新校舎で学校運営
	事前調査	解体設計 ほか			旧校舎等解体、建設設計、新校舎等建設 ほか					運動場整備	
片淵中	現状どおりの学校運営				片淵中学校舎+仮設校舎で学校運営						
				仮設設計・建設						仮設解体	
長崎中	現状どおりの学校運営										

10 新旧対照表

改正後		改正前	
○長崎市立中学校条例		○長崎市立中学校条例	
第1条・第2条 [略]		第1条・第2条 [略]	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
長崎市立日見中学校	長崎市界2丁目15番1号	長崎市立日見中学校	長崎市界2丁目15番1号
[削る]	[削る]	<u>長崎市立桜馬場中学校</u>	<u>長崎市桜馬場2丁目2番1号</u>
	[削る]		<u>分教室</u>
	[削る]		<u>長崎市魚の町5番1号</u>
[削る]	[削る]	<u>長崎市立片淵中学校</u>	<u>長崎市片淵3丁目22番22号</u>
長崎市立長崎中学校	長崎市立山1丁目9番1号	長崎市立長崎中学校	長崎市立山1丁目9番1号
[略]	[略]	[略]	[略]
長崎市立外海中学校	長崎市西出津町1,633番地	長崎市立外海中学校	長崎市西出津町1,633番地
<u>長崎市立桜坂中学校</u>	<u>長崎市片淵3丁目22番22号</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>
	<u>分教室</u>		<u>[新設]</u>
	<u>長崎市魚の町5番1号</u>		<u>[新設]</u>

附 則

この条例は、令和11年4月1日から施行する。